

「平成 29 年度税制改正により、社内体制の整備強化に向けた動きが活発化」

企業の活動は、会社法その他の法律に基づいて行われています。同法上、会社は株主のものであり、会社経営陣は株主に対して経営成績等の説明が求められます。株主と経営陣が連携・繁栄している企業は、社内整備がしっかりと行われており、株主総会において株主と経営陣が十分に意思疎通しています。

平成 29 年度税制改正において、定時株主総会を決算日から 3 ヶ月を超えて招集する場合、当該総会后に法人税の確定申告を行うことを可能とする措置が講じられました。このため、中小企業においても社内体制の整備強化に向けた動きが活発化すると見込まれます。

1. 確定申告の延長とは～改正前までのルール

平成 29 年 3 月末までは、法人税の確定申告は、原則として、企業の事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内に行う必要があり、定款等又は特別の事情がある場合に、納税地の税務署長の承認を受けて 1 か月の申告期限の延長が認められていました。

2. 税制改正によって可能となった取り扱い

平成 29 年度の税制改正によって、会計監査人を設置している法人で、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日の翌日から 3 ヶ月以内に定時株主総会が招集されない常況にある会社であって税務署長の承認を受けた法人については、税務署長が指定した月数に限り申告期限の延長の特例が認められることになりました。また、法人税について上記の申告期限の延長につき承認を受けた法人は、申請を行うことによって法人事業税についても期限の延長特例が認められます。

3. 必要となる手続きと適用開始時期

期限延長が認められるためには、申請書に、定款等の写し及び下記の各ケースに応じて必要となる書類を添付し、適用を受けようとする事業年度終了の日まで（連結年度について申請する場合には、連結事業年度終了の翌日から 45 日以内）に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお、法人事業税の申告期限の延長の特例を受けるためには、都道府県知事への申請が必要となります。また、適用開始は平成 29 年 4 月 1 日となり、同日から申請が可能です。

<必要となる書類>

（下記<延長が可能となるケースと期間>図参照）

ケース 1：定款の写しのみ

ケース 2 およびケース 3：定款の写しに加えて、定時総会の招集月が確認できる、以下の書類

下記の場合（3 月決算）における、7 月以降の特定の月に定時株主総会を招集することとした

「提案の理由」を記載した株主総会参考書類

「集中日を回避した株主総会の設定」欄に決算日から 7 ヶ月を超えた日に定時株主総会を開催することを記載したコーポレートガバナンス報告書

その他変更後の定時株主総会の招集月が明らかとなる書類

4. 具体的なケース

上記 2. 「事業年度終了の日の翌日から 3 ヶ月以内に定時株主総会が招集されない常況」とは、次のような例が考えられます（3 月決算法人を前提）。

<延長が可能となるケースと期間>

No	ケース(定款等の記載例)	延長可能期間
1	「当会社の定時株主総会は、毎年 7 月にこれを招集する。」	2 ヶ月(7 月末まで)
2	「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする(定時総会の召集時期の定めなし)」	2 ヶ月～ 4 ヶ月 (7 月末～9 月末まで)
3	「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から 3 か月以内にこれを招集する。」	2 ヶ月～ 4 ヶ月 (7 月末～9 月末まで)

5. 強化すべき社内体制とは

申告期限延長の特例の導入に伴い、株主総会開催までの準備期間が確保されます。経営陣は、総会・事業報告書等でその事業年度の経営成績の他、「企業が対処すべき課題」などを詳細に説明しなければなりません。このため、社内体制の整備強化に向けた動きが活発化すると見込まれます。

No.	<社内整備体制の例>
1	内部統制システム
2	コンプライアンス（法令遵守）体制
3	労務管理体制
4	情報管理・危機管理体制

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC 日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future